

## 令和7年度近畿2府4県「路上軽油抜取調査強化月間」を実施します

近畿2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）は、環境月間である6月を「近畿2府4県路上軽油抜取調査強化月間」と定め、路上軽油抜取調査を集中的に実施することによって、広域的に流通する不正軽油の取り締まりを強化し、軽油引取税の脱税、環境汚染の原因である不正軽油の撲滅を図ります。

各府県の環境部局等が実施する自動車排出ガス街頭検査や産業廃棄物運搬車両の路上検問等と連携し、警察等との協力の上、路上走行車両から燃料を抜取りして分析調査を行うとともに、近畿2府4県が共同で作成したリーフレットを配布して、脱税だけでなく、環境の問題でもあるとして不正軽油の追放をアピールします。

なお、近畿2府4県では、10月を「不正軽油追放強調月間」として不正軽油の取り締まりを行ってきましたが、さらに平成19年度から6月を「近畿2府4県路上軽油抜取調査強化月間」と定め不正軽油の取り締まりを強化しています。

◆実施期間：令和7年（2025年）6月1日（日）から30日（月）まで

◆資料

近畿2府4県 統一チラシ

（連絡先）

総務部 総務管理局 税務課  
課税指導班

担当：坂田、木瀬

電話：073-441-2182（内線2179）